

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、

# 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、送信メールや画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

## クーリング・オフの手続き手順(ハガキの場合)

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

## ハガキの書き方の例

※電子媒体(電子メール等)でも同様の文面で通知できます。

**通 知 書**

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日  
 商品名 〇〇〇〇  
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円  
 販売会社 株式会社×××× □□営業所  
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、  
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日  
 栃木県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
 氏名 〇〇〇〇

クーリング・オフができる場合・期間など  
詳しくは消費生活センターへ

クーリング・オフ期間を過ぎていても、  
専門の相談員が問題解決の方法と一緒に探します。

困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

あきらめないで、  
まずは相談を!



## 消費者ホットライン ☎188 (嫌や! 悪質商法!)

宇都宮市消費生活センター	028-616-1547	那須塩原市消費生活センター	0287-63-7900
足利市消費生活センター	0284-73-1211	さくら市消費生活センター	028-681-2575
栃木市消費生活センター	0282-23-8899	那須烏山市消費生活センター	0287-83-1014
佐野市消費生活センター	0283-20-3015	下野市消費生活センター	0285-44-4883
鹿沼市消費生活センター	0289-63-3313	上三川町消費生活センター	0285-56-9153
日光市消費生活センター	0288-22-4743	芳賀地区消費生活センター	0285-81-3881
小山市消費生活センター	0285-22-3711	(益子町・茂木町・市貝町・芳賀町)	
真岡市消費生活センター	0285-84-7830	壬生町消費生活センター	0282-82-1106
大田原市消費生活センター	0287-23-6236	野木町消費生活センター	0280-23-1333
(大田原市・那珂川町)		高根沢町消費生活センター	028-675-3000
矢板市消費生活センター	0287-43-3621	那須町消費生活センター	0287-72-6937
(矢板市・塩谷町)		栃木県消費生活センター	028-625-2227

みんなで

高齢者の悪質商法被害防止には

# みまもるあにまる



消費生活に関する苦情やご相談は

栃木県消費生活センター

☎ 028-625-2227

栃木県消費生活センター

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン

☎188 (嫌や! 悪質商法!)

栃木県 消費生活

検索





# 「おかしいな?」と思ったらすぐ相談! 悪質商法を見逃さない!

## 点検商法

「このままだと大変なことになる」など不安をあおる文句で契約を迫られた!



**疑って!!**

- その場で判断しない。
- 少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターや身近な人に相談する。

**見逃さないで!!**

- 見慣れない工業者がたびたび出入りしていないか気にかける。「本当に必要な?」など周りからの声掛けで被害に気付くことも。

⚠ 外壁・床下・給湯器などでも無料点検によるトラブルがあります。

## 通信販売トラブル

「お試し価格」で購入したら、「定期購入が条件」だった!



**疑って!!**

- SNSやネット上の情報や広告を安易に信用しない。
- 購入・返品条件をよく確認する。
- ネット通販では、広告や最終確認画面をスクリーンショットで保存する。

**見逃さないで!!**

- 見慣れない商品が増えたり、定期的な同じ商品が届いていないか気にかける。

⚠ 通信販売には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

## 訪問購入 (押し買い)

「不用品の買い取り」のはずが、強引に貴金属を買い取られた!



- 売るつもりのない品物の売却を迫られたら、きっぱりと断る。

⚠ いったん品物を渡してしまうと、取り戻すのは困難です。

## インターネット接続回線の契約トラブル

「安くなる」はずが、前より高額になった!



- 事業者の説明をうのみにせず、契約内容をしっかり確認する。

⚠ 通信回線契約には、法律上のクーリング・オフ制度はありません。

## 海産物の電話勧誘トラブル

「以前注文した方に特価でご案内」と強く勧められた!



- 不要ならきっぱりと断る。
- 一方的に商品が届いても、受け取りを拒否し、代金は絶対に支払わない。

## 架空・不当請求

身に覚えのない請求がきた!



- 相手の電話番号に絶対に連絡しない。
- 金銭を要求されても、絶対に支払わない。

⚠ SMS(ショートメッセージサービス)のほか、はがきや封書を送りつける手口もあります。

●見慣れない契約書・請求書がないか、困った様子がないか気にかける。